

発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する省令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する省令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 上場株券等 法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。</p> <p>三 株券預託証券 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する有価証券をいう。</p> <p>三 略</p> <p>三の二 買付け等 法第二十四条の六第二項に規定する買付け等をいう。</p> <p>四十一 略</p> <p>十二 応募上場株券等 法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の十二第三項に規定する応募上場株券等をいう。</p>	<p>発行者である会社による上場等株券の公開買付けの開示に関する省令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 上場等株券 法第二十四条の六第一項に規定する上場等株券をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>三 略</p> <p>（新設）</p> <p>四十一 略</p> <p>十二 応募上場等株券 法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の十二第三項に規定する応募上場等株券をいう。</p>

十三・十四（略）

（買付け等の通知書の記載事項）

第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一（略）
- 二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等に係る株式の種類、応募上場株券等の総数、買付け等をする上場株券等の総数及び返還する上場株券等の総数
- 三 応募上場株券等の一部の買付け等を行わない場合はその理由
- 四 当該通知書に係る応募株主に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 応募上場株券等に係る株式の種類、応募上場株券等の数、買付け等をする上場株券等の数、買付け等の価格、買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもつて買付け等の対価とする場合（法第二十七条の二十二第一項第二号及び第三号に掲げる買付け等の場合に限る。）には、当該有価証券等の種類及び数）及び有価証券取引税額
 - ロ あん分比例方式により買付け等をする場合における買付け等をする上場株券等の数の計算方法
 - ハ 返還する上場株券等に係る株式の種類及び数並びに返還の方法
- 五 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

十三・十四（略）

（買付けの通知書の記載事項）

第二条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の三の三第四項第一号に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一（略）
- 二 公開買付けにより買付けをする上場等株券に係る株式の種類、応募上場等株券の総数、買付けをする上場等株券の総数及び返還する上場等株券の総数
- 三 応募上場等株券の一部の買付けを行わない場合はその理由
- 四 当該通知書に係る応募株主に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 応募上場等株券に係る株式の種類、応募上場等株券の数、買付けをする上場等株券の数、買付けの価格、買付けの代金及び有価証券取引税額
 - ロ あん分比例方式により買付けをする場合における買付けをする上場等株券の数の計算方法
 - ハ 返還する上場等株券に係る株式の種類及び数並びに返還の方法
- 五 買付けの決済をする証券会社又は銀行等の名称及び所在地並びに決済の開始日、方法及び場所

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けにより上場株券等の買付け等を行う旨

三 (略)

四 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条ノ二若しくは第二百十二条ノ二の規定による定時総会の決議の内容又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。)第三条に規定する取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等を行う上場株券等に係る株式の種類

ロ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の上場株券等の数

ハ 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みの方法及び

場所

ニ 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の開始日

、方法及び場所並びに上場株券等の返還方法

ホ その他買付け等の条件及び方法

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けにより上場等株券の買付けを行う旨

三 (略)

四 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条ノ二若しくは第二百十二条ノ二の規定による定時総会の決議の内容又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。)第三条に規定する取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付けを行った上場等株券に係る株式の種類、数及び価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付けを行う上場等株券に係る株式の種類

ロ 買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の上場等株券の数

ハ 買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みの方法及び場所

場所

ニ 買付けの決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の開始日、

方法及び場所並びに上場等株券の返還方法

ホ その他買付けの条件及び方法

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する大蔵省令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等に買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し
- 三 (略)
- 四 上場株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「許可等」という)を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面(当該許可等を既に得ている場合に限る。)
- 五 (略)

(売付け等の申込みの勧誘等の行為)

第八条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項、法第二十七条の四第一項及び第二項並びに法第二十七条の八第七項に規定する大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘
- 二 (略)
- 三 買付け等の申込みの承諾を受け付けること又は売付け等の申込みを

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する大蔵省令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付者を代理して公開買付けによる上場等株券に買付けを行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し
- 三 (略)
- 四 上場等株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「許可等」という)を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面(当該許可等を既に得ている場合に限る。)
- 五 (略)

(売付けの申込みの勧誘等の行為)

第八条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項及び法第二十七条の八第七項に規定する大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘
- 二 (略)
- 三 買付けの申込みの承諾を受け付けること又は売付けの申込みを受け

受け付けること。

四 応募上場株券等の受入れ

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等を行う上場株券等の種類
 - ロ (略)
 - 三・四 (略)
 - 五 当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者の取扱い
 - 六 買付条件等の変更により公開買付期間が延長される場合には、延長後の公開買付期間の末日及び延長後の買付け等に係る決済の開始日

(買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等)

第十三条 (略)

2 (略)

(公開買付説明書の作成等)

第十五条 (略)

付けること。

四 応募上場等株券の受入れ

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等を行う上場等株券の種類
 - ロ (略)
 - 三・四 (略)
 - 五 当該公告を行う日以前に既に公開買付けに応じて上場等株券の売付け等をした者の取扱い
 - 六 買付条件等の変更により公開買付期間が延長される場合には、延長後の公開買付期間の末日及び延長後の買付け等に係る決済の開始日

(買付けの期間の延長を要しない訂正届出書等)

第十三条 (略)

2 (略)

(公開買付説明書の作成等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

5 (略)

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類

ロ (略)

三 (略)

四 応募上場株券等の返還の開始日、方法及び場所

五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

2・3 (略)

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券の売付けを行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

5 (略)

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付けに係る上場等株券に係る株式の種類

ロ (略)

三 (略)

四 応募上場等株券の返還の開始日、方法及び場所

五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

ロ (略)

三 応募上場株券等の数及び買付け等を行う上場株券等の数

四・五 (略)

2 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定により公告又は公表を行うに当たり、あん分比例方式により買付け等をする上場株券等の数の公告又は公表を行うことが困難である場合には、当該上場株券等の数以外の事項の公告又は公表を行った後、遅滞なく、当該上場株券等の数の公告又は公表を行うものとする。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募上場株券等の数に応募上場株券等の総数のうちに占める買付け等をする上場株券等の総数の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。

2 上場株券等に係る株式の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合においては、上場株券等に係る株式の種類ごとに前項の計算を行うもの

一 (略)

二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等をする上場等株券に係る株式の種類

ロ (略)

三 応募上場等株券の数及び買付けを行う上場等株券の数

四・五 (略)

2 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定により公告又は公表を行うに当たり、あん分比例方式により買付け等をする上場等株券等の数の公告又は公表を行うことが困難である場合には、当該上場等株券等の数以外の事項の公告又は公表を行った後、遅滞なく、当該上場等株券等の数の公告又は公表を行うものとする。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募上場等株券等の数に応募上場等株券等の総数のうちに占める買付け等をする上場等株券等の総数の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。

2 上場等株券に係る株式の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合においては、上場等株券に係る株式の種類ごとに前項の計算を行うもの

とする。

3 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等を|する上場株
券等の総数とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書
に記載した方法により行わなければならない。

4 (略)

とする。

3 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付けを|する上場等株
券の総数とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に
記載した方法により行わなければならない。

4 (略)

第一号様式

公開買付届出書

第1 公開買付要領

- 1 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類
- 2 買付け等の目的(ロ)
- 3 定時総会又は取締役会の決議の内容等(イ)

発行済株式の総数 (年 月 日現在)		株	
定時総会における決議内容	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
取締役会における決議内容	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
利益による消却のための自己の株式の買付け等	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
資本準備金による消却のための自己の株式の買付け等	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円

4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数(ニ)

買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	公 告 日	
		公告掲載新聞名	

第一号様式

公開買付届出書

第1 公開買付要領

- 1 買付けをする上場株券等に係る株式の種類
- 2 買付けの目的(ロ)
- 3 定時総会又は取締役会の決議の内容等(イ)

発行済株式の総数 (年 月 日現在)		株	
定時総会における決議内容	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
取締役会における決議内容	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
利益による消却のための自己の株式の買付け	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
資本準備金による消却のための自己の株式の買付け	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円
上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等	種類		
	総数		株
	取得価額の総額		円

4 買付けの期間、買付けの価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数(ニ)

買付けの期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	公 告 日	
		公告掲載新聞名	

買付け等の価格等	株式の種類	買付け等の価格		
	算定の基礎			
買付予定の上場株券等の数	株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
	合計			

買付けの価格等	株式の種類	買付けの価格		
	算定の基礎			
買付予定の上場等株券の数	株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
	合計			

5 上場株券等の取得に関する許可等(※)

(1) 上場株券等に係る株式の種類

(2)・(3) (略)

6 応募及び契約の解除の方法(※)

(1)・(2) (略)

(3) 上場株券等の返還方法

(4) 上場株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

7 買付け等に要する資金(ト)

(1) 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

8 決済の方法(ケ)

(1) 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

(2)・(3) (略)

(4) 上場株券等の返還方法

9 その他買付け等の条件及び方法(リ)

(1)~(6) (略)

第2 (略)

(記載上の注意)

1 一般的事項

買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

5 上場等株券の取得に関する許可等(※)

(1) 上場等株券に係る株式の種類

(2)・(3) (略)

6 応募及び契約の解除の方法(※)

(1)・(2) (略)

(3) 上場等株券の返還方法

(4) 上場等株券の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

7 買付けに要する資金(ト)

(1) 買付けに要する資金

(2) 買付けに要する資金に充当しうる預金又は借入金等

8 決済の方法(ケ)

(1) 買付けの決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

(2)・(3) (略)

(4) 上場等株券の返還方法

9 その他買付け等の条件及び方法(リ)

(1)~(6) (略)

第2 (略)

(記載上の注意)

(新設)

2 個別事項

- (イ) (略)
- (ロ) 買付け等の目的
(略)
- (ハ) 定時総会又は取締役会の決議の内容等
- (1) (略)
- (2) 「定時総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について商法第210条ノ2第2項又は第212条ノ2第1項の規定により定時総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- (3) 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、株式消却特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議により決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について利益による消却のための買付け等と資本準備金による消却のための買付け等に区分して記載すること。
- (4) 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条ノ2第2項又は第212条ノ2第1項の規定による定時総会の決議又は株式消却特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議に基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。
- (ニ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の上場株券等の数
- (1) 「買付け等の価格」欄には、金銭の額を記載すること。
- (2) (略)
- (3) 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。
- (ホ) 上場株券等の取得に関する許可等
(略)
- (ヘ) 応募及び契約の解除の方法
- (1) 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し上場株券等を提供させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
- (2) (略)
- (3) 応募に際し上場株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の上場株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 上場株券等の返還方法」に記載すること。
- (4) 「(4) 上場株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場株券等を提供させる場合に記載すること。
- (ハ) 買付け等に要する資金
- (1) (略)
- (2) 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
- (3) (略)
- (4) 「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」には、預金については預金の種類別に届出日前日の銀行等の終業時における残高等、借入金等については借入契約の内容、金額等を記載すること。

- (イ) (略)
- (ロ) 買付けの目的
(略)
- (ハ) 定時総会又は取締役会の決議の内容等
- (1) (略)
- (2) 「定時総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について商法第210条ノ2第2項又は第212条ノ2第1項の規定により定時総会において決議された上場等株券に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- (3) 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、株式消却特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議により決議された上場等株券に係る株式の種類、数及び価額の総額について利益による消却のための買付けと資本準備金による消却のための買付けに区分して記載すること。
- (4) 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場等株券」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条ノ2第2項又は第212条ノ2第1項の規定による定時総会の決議又は株式消却特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議に基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付けを行った上場等株券に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。
- (ニ) 買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の上場等株券の数
- (1) 「買付けの価格」欄には、金銭の額を記載すること。
- (2) (略)
- (3) 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場等株券の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付けをする上場等株券の数又は上場等株券に係る株式の種類ごとの数を記載すること。
- (ホ) 上場等株券の取得に関する許可等
(略)
- (ヘ) 応募及び契約の解除の方法
- (1) 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し上場等株券を提供させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
- (2) (略)
- (3) 応募に際し上場等株券を提供させる場合には、契約の解除があった場合の上場等株券の返還方法及び返還時期等を「(3) 上場等株券の返還方法」に記載すること。
- (4) 「(4) 上場等株券の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場等株券を提供させる場合に記載すること。
- (ハ) 買付けに要する資金
- (1) (略)
- (2) 「買付手数料」欄には、買付けに関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
- (3) (略)
- (4) 「(2) 買付けに要する資金に充当しうる預金又は借入金等」には、預金については預金の種類別に届出日前日の銀行等の終業時における残高等、借入金等については借入契約の内容、金額等を記載すること。

㊦ 決済の方法

(1) 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載するとともに、売付け等に係る有価証券取引税等の取扱いについて注記すること。

(2) 上場株券等を提供させる場合であって、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込の撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場あて当該条件に基づき応募上場株券等の買付け等をしないこととなった場合には、上場株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場あてについて返還開始日を記載すること。

(㉒) その他買付け等の条件及び方法

(1) 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする上場株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

(2) 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが商法第212条ノ2第5項等の他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

(3)~(6) (略)

(㉓)~(㉔) (略)

㊦ 決済の方法

(1) 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付けの通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載するとともに、売付け等に係る有価証券取引税等の取扱いについて注記すること。

(2) 上場等株券を提供させる場合であって、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込の撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場あて当該条件に基づき応募上場等株券の買付けをしないこととなった場合には、上場等株券を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場あてについて返還開始日を記載すること。

(㉒) その他買付けの条件及び方法

(1) 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付けをする上場等株券の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

(2) 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場等株券の買付けを行うことが商法第212条ノ2第5項等の他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

(3)~(6) (略)

(㉓)~(㉔) (略)

第二号様式

公開買付報告書

1 公開買付けの内容

(1) 買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類

(2) (略)

2 買付け等の結果

(1) (略)

(2) 買付け等を行った上場株券等の数(回)

上場株券等に係る株式の種類			
応募数	株	株	株
買付数	株	株	株

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算(イ)

(記載上の注意)

1 一般的事項

(A) あん分比例方式により買付け等を行う場合その他の場合で、本報告書を提出する際に記載することが困難である事項がある場合には、見込みの数値又は暫定値等を記載することができる。この場合には、その旨を注記するとともに、正確な数値等を記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(B) 買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

2 個別事項

(イ) (略)

(ロ) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等に係る株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

(ハ) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。

第二号様式

公開買付報告書

1 公開買付けの内容

(1) 買付けに係る上場等株券に係る株式の種類

(2) (略)

2 買付けの結果

(1) (略)

(2) 買付けを行った上場等株券の数(回)

上場等株券に係る株式の種類			
応募数	株	株	株
買付数	株	株	株

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算(イ)

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事項がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(新設)

(イ) (略)

(ロ) 買付け等を行った上場等株券の数

上場等株券に係る株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

(ハ) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。